超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成13年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_{13}	ア　平成13年度市場公募都市に係るもの	0.013
	イ　平成13年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.010

α　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算して得たものを3で除して得た数値（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の4月1日以前3年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の4月1日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第49条及び第50条の規定を準用する。）に別表第3の9Aに定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表Bに定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が0.300に満たないときは0.300とし、0.550を超えるときは0.550とする。

F_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成14年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成12年度及び平成13年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_{12}	ア　平成12年度市場公募都市に係るもの	0.016
	イ　平成12年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.013
E_{13}	ア　平成13年度市場公募都市に係るもの	0.014
	イ　平成13年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.011

α　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算して得たものを3で除して得た数値（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の4月1日以前3年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の4月1日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第49条及び第50条の規定を準用する。）に別表第3の9Aに定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表Bに定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が0.300に満たないときは0.300とし、0.550を超えるときは0.550とする。

F_n　平成n年度に発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成14年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額